

(厚生労働委員会)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等

の一部を改正する法律案(衆第一四号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、日本年金機構が発足したこと等に伴い、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の規定の整理を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の規定中「社会保険庁長官」とあるのを「厚生労働大臣」に改めるとともに、遅延加算金の支給に係る事務等を、通常の年金給付と同様に、日本年金機構に行わせるための規定を整備する。

二 この法律は、公布の日から施行する。